

加古川市介護保険の保険給付の制限に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第4章第6節に定める保険給付の制限等のうち第66条から第69条までに規定する措置について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）並びに行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるもののほか、本市における具体的な運用に関する必要な事項を定めることにより、当該措置の公正かつ適正な執行を確保し、もって被保険者の権利の保護と保険料の納付促進による被保険者間の負担の公平を図ることを目的とする。

第1章 支払方法の変更

(支払方法変更の記載の基準及び手続)

第2条 市長は、法第66条に規定する支払方法変更の記載を次の基準により行う。

(1) 記載の対象とする滞納期間（滞納保険料について納期限から経過している期間をいう。以下同じ。） 法施行規則第99条に規定する期間とする。

(2) 被保険者証への記載の時期 原則として法施行規則第101条第1項に規定する認定（以下単に「認定」という。）の結果を記載する際に行う。ただし、前号に掲げる滞納期間を経過してから次の認定までの期間が6月間を越える場合で、滞納被保険者への納付指導を続けてなお次の認定までの間に前号に掲げる滞納期間を経過した滞納保険料が解消する見込みがないと認められる場合は、次の認定を待たずに被保険者証の提出を求めて記載を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により支払方法変更の記載を行おうとする場合は、対象となる被保険者に対し、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」（様式第1号）に弁明書（様式第2号）を添え、おおむね10日間の期間を

付して弁明の機会を付与するものとする。

3 弁明は、様式第2号又は任意の書面に証拠書類を添え、指定された期限までに行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による弁明がない場合又は弁明に理由がないと認めるとときは、被保険者に「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書」（様式第3号）を交付して被保険者証に支払方法変更の記載を行う。

（災害その他の特別の事情の確認方法及び審査基準）

第3条 法第66条第1項の規定により支払方法変更の適用を除外される災害その他の政令で定める特別の事情については、次の書類等により確認する。

(1) 施行令第30条第1号及び第2号並びに法施行規則第100条第1号及び第2号に規定する事情 加古川市介護保険条例（平成12年条例第2号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づく保険料減免申請書、滞納者の経過記録その他の公簿書類又は前条第3項に規定する弁明書

(2) 法施行規則第100条第3号及び第4号に規定する事情 生活保護台帳、各種公費負担医療受給者台帳等の公簿書類又は前条第3項に規定する弁明書

2 前項第1号に掲げる事情に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 条例第12条第1項各号に規定する保険料の減免事由に係る適用基準を定めた加古川市介護保険規則（平成12年規則第4号）第5条の規定に該当する場合

(2) 滞納保険料について、地方税法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分の停止を決定した場合

（滞納保険料の完納による支払方法変更の終了）

第4条 第2条の規定により支払方法変更の記載を受けた者が滞納保険料を完納した場合は、「介護保険給付の支払方法変更措置終了申請書」（様式第4号）に被保険者証を添えてすみやかに市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項に定める申請に基づき滞納保険料の完納の事実を確認したときは、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了承認（不承認）通知書」（様式第5号）に支払方法変更の記載を消除した被保険者証を添えて被保険者に通知する。

(特別の事情による支払方法変更の終了)

第5条 第2条の規定により支払方法変更が行われた後に施行令第31条に規定する事情が生じたため、支払方法変更の記載の消除を受けようとする者は、様式第4号に証拠書類及び被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 施行令第31条に規定する事情の審査基準は次のとおりとする。

(1) 滞納額の著しい減少 次のいずれの要件をも満たすこと。

イ 第2条第1項第1号に規定する滞納期間を経過した滞納保険料がなく、次の認定時においても当該措置の対象とならないことが確実に見込まれること。

ロ 滞納保険料額が支払方法変更の記載時点の滞納保険料額の2分の1以下となっていること。

(2) 第3条第1項第1号に掲げる事情 同条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の申請に対する可否を決定したときは、様式第5号に支払方法変更の記載を消除した被保険者証（承認の場合）又は記載を消除しない被保険者証（不承認の場合）を添えて被保険者に通知する。

第2章 保険給付の支払の一時差止

(保険給付の支払の一時差止の基準及び手続)

第6条 市長は、法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止（以下この章において単に「差止」という。）を次の基準により行う。

(1) 差止の対象とする滞納期間 法施行規則第103条に規定する期間とする。

(2) 差止額 差止額が差止を行う時点の滞納保険料額以上となるまで原則として保険給付の全部の支払を差し止める。ただし、全部差止によれば差止額が滞納額の2倍を超える場合は滞納額の2倍を限度として一部差止を行う。

2 前項の規定により差止を行う場合は、「介護保険給付費支払一時差止通知書」（様式第6号）により被保険者に通知する。

(災害その他の特別の事情等による差止の終了)

第7条 前条の規定により差止の措置を受けている者に法第67条第1項又は第2項に規定する災害その他の特別の事情が生じた場合は、第5条第1項に定め

る支払方法変更の終了手続を行うものとし、支払方法変更の記載の消除にあわせて差止措置を終了する。

- 2 市長は、前項に掲げる場合のほか、支払方法変更の記載を消除した場合は差止措置を終了する。
- 3 市長は、前2項の規定により差止措置を終了する場合は「介護保険給付の支払の一時差止終了通知書」（様式第7号）により被保険者に通知し、差し止めていた保険給付費をすみやかに支払う。

第3章 保険給付からの滞納保険料の控除

（滞納保険料控除の基準）

第8条 市長は、法第67条第3項に規定する保険給付費からの滞納保険料相当額の控除を次の基準により行い、当該被保険者の滞納保険料に充当する。

- (1) 控除を行う場合 次のいずれかに該当するとき
 - イ 第6条の規定により差し止めた額が滞納保険料額以上となった後1月間を経過してもなお滞納保険料が解消しないとき。
 - ロ 第6条の規定により差し止めた保険給付費の支給決定を行った日の属する年度の翌年度の5月末日までに滞納保険料が解消しないと見込まれるとき。
 - ハ 滞納保険料の全部又は一部が徴収権の消滅時効により徴収ができなくなると見込まれるとき。
 - (2) 控除額 控除を行う時点で納期限が経過している滞納保険料額
 - (3) 充当順位 前号の控除額が滞納保険料額に満たない場合の当該被保険者の滞納保険料への充当は、納期の古いものから順に行う。
- 2 市長は、前項の規定により差し止めた保険給付費から滞納保険料の控除をする場合は、「介護保険給付に係る滞納保険料控除通知書」（様式第8号）によりあらかじめ被保険者に通知する。この場合において、控除額を滞納保険料に充当した結果、当該被保険者の滞納保険料が完納され、又は滞納額が著しく減少することとなる場合は、被保険者証の提出を求めて被保険者証の支払方法変更の記載を消除する。

3 市長は、第1項の規定により滞納保険料額を控除してなお保険給付費に残額がある場合、当該残額をすみやかに被保険者に支払わなければならない。

第4章 第2号被保険者に係る保険給付の差止

(第2号被保険者に係る保険給付差止の記載の手続)

第9条 第2号被保険者から要介護認定等の申請があった場合は、市長は、「介護保険要介護認定等申請受理通知書」(様式第9号)により当該被保険者の医療保険者に通知して、介護保険給付の差止の要否を医療保険者に確認するものとする。ただし、当該被保険者の加入する医療保険が国民健康保険以外の場合にあっては、この通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた医療保険者は、当該医療保険者の医療保険料等の納付状況を確認し、保険給付の差止が必要と認められる場合は、「介護保険給付の支払一時差止依頼書」(様式第10号)により市長に保険給付の差止を依頼するものとする。

3 市長は、前項の依頼があった者について保険給付差止の記載を行おうとする場合は、「介護保険給付の差止予告通知書」(様式第11号)に弁明書(様式第12号)を添え、10日間の期間を付して弁明の機会を付与するものとする。

4 弁明は、様式第12号又は任意の書面に証拠書類を添え、指定された期限までに行わなければならない。ただし、書面をもって行うことが困難な事情がある場合には、予告通知書に記載する日時及び場所において口頭によって行うことができる。

5 市長は、前項の規定による弁明がない場合又は弁明に理由がないと認めるとときは、被保険者に「介護保険給付の差止処分通知書」(様式第13号)を交付して被保険者証に給付差止の記載を行う。

(第2号被保険者に係る保険給付差止の記載等の基準)

第10条 市長は、法第68条に規定する保険給付差止の記載を次の基準により行うものとする。

- (1) 記載の対象とする滞納期間 医療保険者の定めるところによる。
- (2) 被保険者証への記載の時期 原則として認定結果の記載の際に行う。ただ

し、前条第2項の規定により医療保険者から差止依頼があったときから弁明の機会の付与を経て保険給付差止の記載を行うことができることとなった時点で、次の認定までの期間が6月間を越える場合で、滞納被保険者への納付指導を続けてもなお認定までの間に未納医療保険料等が解消する見込みがないものとして医療保険者から依頼があったときは、次の認定を待たずに被保険者証の提出を求めて記載を行うものとする。

(3) 差止額 差止額が差止を行う時点の未納医療保険料額以上となるまで原則として保険給付の全部の支払を差し止める。ただし、全部差止によれば差止額が滞納額の2倍を超える場合は滞納額の2倍を限度として一部差止を行う。

2 前項の規定により差止を行う場合は、「介護保険給付費支払一時差止通知書」(様式第14号)により被保険者に通知する。

(災害その他の特別の事情の確認方法及び審査基準)

第11条 法第68条第1項の規定により保険給付差止の適用を除外される災害その他の政令で定める特別の事情の確認方法及び審査基準については、第3条の規定を準用する。この場合、同条第1項中「法第66条第1項」とあるのは「法第68条第1項」と、「支払方法変更」とあるのは「保険給付差止」と、同項第2号中「第3号及び第4号」とあるのは「第3号」と、「生活保護台帳、各種公費負担医療受給者台帳」とあるのは「生活保護台帳」とする。

(未納医療保険料等の完納等による保険給付差止の終了)

第12条 第9条及び第10条の規定により保険給付差止が行われた被保険者が未納医療保険料等を完納したとき、又は加入している医療保険が変わったとき、若しくは第1号被保険者となったときは、「介護保険給付の差止措置終了申請書」(様式第15号)に被保険者証を添えてすみやかに市長に申請を行うものとする。

2 医療保険者は、前項の規定に該当する被保険者を把握したときは、「介護保険給付の差止措置終了依頼書」(様式第16号)により、すみやかに市長に差止措置の終了を依頼するものとする(第1号被保険者となった場合を除く。)。

3 市長は、前2項に定める申請等に基づき介護保険給付の差止措置が終了となる事実を確認したときは、「介護保険給付の差止措置終了承認(不承認)通知書」

(様式第 17 号) に保険給付差止の記載を消除した被保険者証を添えて被保険者に通知する。

(特別の事情による保険給付差止の終了)

第 13 条 第 9 条及び第 10 条の規定により保険給付差止が行われた後に施行令第 32 条に規定する事情が生じたため、保険給付差止の記載の消除を受けようとする者は、様式第 15 号に証拠書類及び被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 施行令第 32 条に規定する事情の審査基準は次のとおりとする。

(1) 滞納額の著しい減少 当該被保険者の医療保険者が判断するところによる。

(2) 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事情 同条第 2 項の規定を準用する。

3 医療保険者は、前項第 1 号に掲げる事由により保険給付差止を終了することが適當と認められる被保険者がある場合は、様式第 16 号により、すみやかに市長に差止め措置の終了を依頼するものとする。

4 市長は、第 1 項の申請に対する可否を決定した場合は、様式第 17 号に保険給付差止の記載を消除した被保険者証（承認の場合）又は記載を消除しない被保険者証（不承認の場合）を添えて被保険者に通知する。

(保険給付の差止が終了した場合の支払)

第 14 条 市長は、前 2 条の規定により保険給付の差止を終了した場合において、差し止めた保険給付額があるときは、被保険者に対し「介護保険給付の支払の一時差止終了通知書」（様式第 18 号）により通知して、すみやかに当該被保険者に差し止めていた保険給付費を支払うものとする。

第 5 章 給付額減額の記載

(給付額減額処分の通知)

第 15 条 市長は、法第 69 条第 1 項の規定により給付額減額等の記載を行う場合には、「介護保険給付額減額通知書」（様式第 19 号）により被保険者に通知する。

(災害その他の特別の事情の確認方法及び審査基準)

第 16 条 法第 69 条第 1 項の規定により給付額減額等の適用を除外される災害そ

の他の政令で定める特別の事情については、次の書類等により確認する。

- (1) 施行令第 35 条第 1 号及び第 2 号並びに法施行規則第 113 条第 1 号及び第 2 号に規定する事情　条例第 12 条第 2 項の規定に基づく保険料減免申請書
その他の公簿書類
- (2) 法施行規則第 113 条第 3 号及び第 4 号に規定する事情　生活保護実施機関が有する生活保護台帳、当該実施機関が発行する生活保護境界層証明書等の公簿書類

2 前項第 1 号に掲げる事情に該当するか否かの審査基準は、第 3 条第 2 項に定めるところによる。

(特別の事情による給付額減額等の終了)

第 17 条 法第 69 条第 1 項の規定により給付額減額等が行われた後に施行令第 35 条に規定する事情が生じたため、給付額減額等の記載の消除を受けようとする者は、「介護保険給付額減額措置終了申請書」(様式第 20 号)に証拠書類及び被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 施行令第 35 条に規定する事情のうち前条第 1 項第 1 号に掲げる事情の審査基準は、第 3 条第 2 項に定めるところによる。

3 市長は、第 1 項の申請に対する可否を決定した場合は、「介護保険給付額減額措置終了承認（不承認）通知書」(様式第 21 号)に給付額減額等の記載を消除した被保険者証（承認の場合）又は記載を消除しない被保険者証（不承認の場合）を添えて被保険者に通知する。

(雑則)

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により提出されている申請書は、この要領による改正後の様式により提出された申請書とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている申請書は、この要領による改正後の様式により提出された申請書とみなす。

3 この要領の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。